

# 人事行政の運営等の状況

魚沼市総務課

## 《 目 次 》

1. 職員の任免及び職員数の状況	1
(1) 職種別採用・退職者数	1
(2) 職員数	1
2. 職員の給与の状況	3
(1) 給与費	3
(2) ラスパイレス指数	3
(3) 平均年齢及び平均給料月額等	4
(4) 職員の初任給	5
(5) 職員の主な手当	5
(6) 特別職の報酬等	6
3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	6
(1) 勤務時間及び休憩時間	6
(2) 年次有給休暇の取得	7
(3) 休暇の種類	7
4. 職員の休業の状況	8
(1) 休業の種類	8
(2) 取得状況	8
5. 職員の分限及び懲戒処分等の状況	8
(3) 分限処分の件数及び処分事由	8
(4) 懲戒処分の件数及び処分事由	8
6. 職員のサービスの状況	9
7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	9
(1) 職員研修	9
(2) 勤務成績の評定	9
8. 職員の福祉の状況	10
(1) 健康診断の実施	10
(2) 公務災害及び通勤災害の発生件数	10
(3) 安全衛生管理	10
9. 職員の利益の保護の状況	10
(1) 勤務条件に関する措置の要求	10
(2) 不利益処分に関する不服申し立て	10

## 人事行政の運営等の状況

魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年魚沼市条例第 5 号）に基づき、当市の平成 25 年度における職員の任用、給与などの人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表いたします。

### 1. 職員の任免及び職員数の状況（平成 25 年度）

#### （1）職種別採用・退職者数

職 種	採 用 者 数	退 職 者 数
一 般 行 政 職	5 人（事務 3、保育士 2）	24 人（事務 19、保育士 5）
技 能 労 務 職	0 人	4 人（庁務員 1、調理師 2、支援員 1）
医 療 職	4 人（保健師 2、看護師 2）	10 人（医師 1、看護師 8、保健師 1）
消 防 職	3 人（消防士 3）	6 人（消防士 6）
計	12 人	44 人

#### （2）職員数（各年 4 月 1 日現在）

平成 17 年度に平成 26 年度までの 10 年間を計画期間とする定員適正化計画（前期 5 年、後期 5 年）を策定し、前期は計画を上回る 78 人の削減を行いました。

また、平成 22 年度に後期計画の見直しを行うとともに、職員数 545 人の目標値に向け、今後も事務、事業及び組織機構の見直し等により計画達成に努めます。

##### ア 職員数の推移と計画値（前期 5 年）

区 分	17 年度 (基準年次)	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	前期計 H22. 4. 1
計 画	735 人	715 人	701 人	688 人	673 人	639 人
職 員 数	735 人	716 人	691 人	674 人	657 人	637 人
対 前 年 職 員 減		▲19 人	▲25 人	▲17 人	▲17 人	▲20 人

イ 職員数の推移と計画値（後期5年）

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	後期計 H27.4.1
計 画	639人	622人	608人	590人	568人	545人
職 員 数	637人	616人	605人	581人	人	人
対 前 年 職 員 減	▲20人	▲21人	▲11人	▲24人	人	人

ウ 部門別職員数

部 門		区 分	職 員 数		増減数
			平成24年度	平成25年度	
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	5人	4人	▲1人
		総 務	104人	101人	▲3人
		税 務	22人	20人	▲2人
		民 生	115人	111人	▲4人
		衛 生	43人	44人	1人
		労 働	2人	2人	
		農 林	31人	29人	▲2人
		商 工	19人	16人	▲3人
	土 木	26人	25人	▲1人	
		小 計	367人	352人	▲15人
特 別 行 政	教 育	55人	54人	▲1人	
	消 防	72人	73人	1人	
	小 計	127人	127人		
公 営 企 業 等 会 計	公 営 企 業 等 会 計	病 院	65人	57人	▲8人
		水 道	12人	11人	▲1人
		下 水 道	7人	7人	
		国 保	5人	5人	
		介 護	7人	7人	
	そ の 他	15人	15人		
	小 計	111人	102人	▲9人	
合 計			605人	581人	▲24人

※ 特別行政の教育部門には、教育長1名を含んでいます。

エ 一般行政職の級別職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職名	職員数	構成比
6 級	課長	5 人	1. 8 %
5 級	課長、室長	19 人	6. 9 %
4 級	係長	83 人	30. 2 %
3 級	主任	141 人	51. 3 %
2 級	主事、技師	14 人	5. 1 %
1 級	主事補	13 人	4. 7 %
計		275 人	100. 0 %

※ 魚沼市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 「標準的な職名」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 給与費（平成 25 年度 普通会計決算）

職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与額 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
482	1,800,362	323,504	621,717	2,745,583	5,732

※ 職員手当には、退職手当負担金が含まれていません。

※ 職員数は、特別職（市長・副市長含む）平成 25 年 4 月 1 日現在の人数です。

### (2) ラスパイレス指数（各年 4 月 1 日現在）

区 分	魚沼市	県内市平均	類似団体平均	全国市平均
平成 24 年度	99.6 (92.0)	102.7 (94.9)	105.0 (97.0)	106.9 (98.8)
平成 25 年度	99.4 (91.8)	102.8 (95.0)	104.8 (96.8)	106.6 (98.5)

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※ 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 各欄の括弧書きは、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。（削減前）

## (3) 平均年齢及び平均給料月額等（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
一 般 行 政 職	魚沼市	44.5 歳	317,656 円	368,284 円	340,255 円
	新潟県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
	国	43.1 歳	307,220 円 (332,446) 円	—	376,257 円 (405,463) 円
	類似団体	43.3 歳	325,498 円	374,496 円	350,250 円
技 能 労 務 職	魚沼市	51.1 歳	301,693 円	321,652 円	311,774 円
	新潟県	50.2 歳	356,126 円	397,310 円	380,716 円
	国	49.9 歳	272,119 円 (286,850) 円	—	309,534 円 (325,400) 円
	類似団体	49.7 歳	304,468 円	326,175 円	315,565 円
教 育 職 ( 幼 稚 園 )	魚沼市	48.3 歳	330,304 円	346,013 円	330,304 円
	国	—	—	—	—
	類似団体	41.6 歳	305,137 円	329,909 円	—
福 祉 職 ( 保 育 士 )	魚沼市	45.2 歳	305,355 円	327,632 円	308,758 円
	国	41.1 歳	304,299 円 (314,592) 円	—	344,687 円 (368,214) 円
	類似団体	41.9 歳	299,088 円	321,102 円	308,072 円
医 療 職 (看護、保健師)	魚沼市	45.2 歳	306,060 円	352,033 円	313,898 円
	国	46.0 歳	299,098 円 (314,592) 円	—	327,740 円 (344,120) 円
	類似団体	41.1 歳	304,160 円	351,758 円	315,201 円
消 防 職	魚沼市	37.8 歳	288,348 円	344,028 円	306,381 円
	国	—	—	—	—
	類似団体	38.8 歳	290,746 円	350,116 円	315,364 円

※ 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※ 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与特例法による減額がないとした場合の値(減額前)です。

(4) 職員の初任給 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		魚沼市	新潟県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 円 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円 (140,100) 円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200 円	141,900 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—
教 育 職 ( 幼 稚 園 )	大学卒	172,200 円	—	—
	短大卒	152,800 円	—	—
福 祉 職 ( 保 育 士 )	大学卒	172,200 円	—	—
	短大卒	152,800 円	—	—
医 療 職 ( 看 護 師 )	短大 3 卒	188,900 円	—	—
	短大 2 卒	180,500 円	—	—
消 防 職	大学卒	200,200 円	—	—
	高校卒	161,500 円	—	—

※ 国家公務員欄における括弧書きは、給与特例法による減額がないとした場合の値 (減額前) です。

(5) 職員の主な手当 (平成 25 年度)

区 分	魚 沼 市	国の制度と異なる内容
期 末 手 当	・支給割合 2.60 月分 (6 月期 1.25・12 月期 1.35) (管理職員においては独自削減により、支給割合は 2.30 月分) (職制上の段階、等級による加算措置あり)	—
勤 勉 手 当	・支給割合 1.35 月分 (6 月期 0.70・12 月期 0.65) (職制上の段階、等級による加算措置あり)	—
扶 養 手 当	・配偶者 13,000 円/月 ・配偶者以外 6,500 円/月 (配偶者が無い場合は 1 人目 11,000 円) (満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算)	—
住 居 手 当	・借家、借間に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合、その負担額に応じて月額最高 27,000 円まで支給	—
通 勤 手 当	・電車、バス等利用者で、負担している運賃に応じて月額最高 55,000 円まで支給 ・自動車等利用者で、片道使用距離に応じて月額 2,000~24,500 円まで支給	—

時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給 午後10時～午前5時 1時間あたり単価×1.50×勤務時間数 上記以外の時間 1時間あたり単価×1.25×勤務時間数</li> <li>・ 正規の勤務日以外に勤務した場合に支給 午後10時～午前5時 1時間あたり単価×1.60×勤務時間数 上記以外の時間 1時間あたり単価×1.35×勤務時間数</li> </ul>	単価の算出方法															
休日給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祝日法による休日等に勤務した場合に支給 1時間あたり単価×1.35×勤務時間数</li> </ul>	単価の算出方法															
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理、監督の地位にある職員に支給 29,600～41,600円/月</li> </ul>	46,300～ 139,300円/月															
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯の状況に応じて11月から翌3月まで支給 7,360～17,800円/月</li> </ul>	—															
退職手当	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>・ 勤続20年</td> <td>23.03月分</td> <td>28.7875月分</td> </tr> <tr> <td>・ 勤続25年</td> <td>32.83月分</td> <td>38.955月分</td> </tr> <tr> <td>・ 勤続35年</td> <td>46.55月分</td> <td>55.86月分</td> </tr> <tr> <td>・ 最高限度額</td> <td>55.86月分</td> <td>55.86月分</td> </tr> </table> <p>(その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～20%加算) ※新潟県市町村総合事務組合で共同処理をしています。</p>		自己都合	勸奨・定年	・ 勤続20年	23.03月分	28.7875月分	・ 勤続25年	32.83月分	38.955月分	・ 勤続35年	46.55月分	55.86月分	・ 最高限度額	55.86月分	55.86月分	—
	自己都合	勸奨・定年															
・ 勤続20年	23.03月分	28.7875月分															
・ 勤続25年	32.83月分	38.955月分															
・ 勤続35年	46.55月分	55.86月分															
・ 最高限度額	55.86月分	55.86月分															

(6) 特別職の報酬等(平成25年4月1日現在)

区分		給料等月額	期末手当(支給割合)
給料	市長	702,000円(780,000円)	2.95月分 <6月期1.40・12月期1.55>
	副市長	555,750円(585,000円)	
報酬	議長	380,000円(390,000円)	
	副議長	312,000円(320,000円)	
	議員	292,000円(300,000円)	

※ 「給料等月額」の( )内は独自削減前の月額です。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び休憩時間(平成25年4月1日現在)

区分	勤務時間		休憩時間
	始業時刻	終業時刻	
一般行政職	8時30分	17時15分	12～13時

(2) 年次有給休暇の取得（平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間）

年次有給休暇は、一の年ごとに 20 日付与され、20 日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員 (c)	平均取得日数 (d)	消化率 (b)/(a)
12,384.0 日	3,727.3 日	316 人	11.8 日	30.1%

※ 「総付与日数」とは、平成 25 年 1 月 1 日現在において全対象職員に付与された合計です。

※ 「全対象職員」とは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの全期間を在職した一般職員です。

(3) 休暇の種類（平成 25 年度）

種 類		取得可能期間等	
年次有給休暇		1 暦年 20 日付与（4 月採用者は 15 日） 翌年に 20 日を限度に繰り越し可能	
特 別 休 暇	公権公務	公民権の行使	その都度必要と認められる期間
		裁判員、証人等としての官公署への出頭	その都度必要と認められる期間
	母性保護	産前・産後	産前 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては 14 週間)・産後 8 週間
		妊産婦への保健指導又は健康診査	その都度必要と認められる期間
		妊婦の通勤緩和	1 日につき 1 時間を超えない範囲で必要とする時間
		生理	連続する 2 日以内で必要とする期間
		育児時間	1 日 2 回各 30 分以内
	看護等	配偶者の出産	入院する日から出産後 2 週間経過までの間における 2 日の範囲内の期間
		子の看護	1 暦年 5 日の範囲内の期間 (子が小学校就学の始期に達するまでの期間、2 人以上の場合は 10 日)
		短期介護休暇	1 暦年 5 日の範囲内で必要と認められる期間 (要介護者が 2 人以上の場合は 10 日)
	慶 弔	忌引	死亡した親族に応じて付与
		父母の追悼	1 日の範囲内の期間 (父母の死後 15 年までの期間)
		結婚	連続する 5 日を超えない範囲内の期間

特別休暇	災害	住居滅失・損壊	7日の範囲内で必要とする期間
		交通機関等の事故等	その都度必要と認められる期間
	その他	骨髄ドナー	その都度必要と認められる期間
		ボランティア	1暦年につき5日の範囲内の期間
		夏季	1暦年の7月から9月までの間において3日の範囲内の期間
療養休暇	負傷、疾病	やむを得ないと認められる最小限度の期間	
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護	連続する2週間以上6月以内の期間（無給）	
組合休暇	登録された職員団体の活動	1暦年につき30日の範囲内の期間（無給）	
育児短時間勤務			子が小学校就学の始期に達するまでの期間

#### 4. 職員の休業の状況

##### (1) 休業の種類（平成25年度）

種類	取得可能期間等
育児休業	子の3歳の誕生日の前日までの期間（無給）
育児部分休業	1日2時間を超えない範囲の時間（無給） 子が小学校就学の始期に達するまでの期間
自己啓発等休業	大学課程の履修（2年）国際貢献活動（3年）（無給）

##### (2) 取得状況

区分	平成25年度新規取得者		
	計	男性	女性
育児休業	4人	0人	4人
育児部分休業	0人	0人	0人
自己啓発等休業	0人	0人	0人

#### 5. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

##### (1) 分限処分の件数及び処分事由

休職 4人（心身の故障）

##### (2) 懲戒処分の件数及び処分事由

停職 0人

減給 4人（不適正処理3人、信用失意行為1人）

戒告 4人（交通事故3人、不適正処理1人）

## 6. 職員のサービスの状況（平成 25 年度）

本市においては、以下に掲げる通知等により、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保に努めました。

時 期	内 容
平成 25 年 5 月 24 日	綱紀の粛正について（選挙運動）
平成 25 年 6 月 7 日	綱紀の粛正について（選挙運動・交通法令）
平成 25 年 12 月 11 日	年末年始における綱紀の粛正について

## 7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成 25 年度）

### （1）職員研修

区 分	研 修 名	参加者数	研 修 名	参加者数
階 層	新採用職員研修	6 名	一般職員第 1 部研修	4 名
	一般職員第 2 部研修	1 名	主任・主査研修	1 5 名
	係長研修	3 名	課長補佐級研修	5 名
	課長級研修	4 名	職場内研修（基礎編）	1 4 名
専 門	新地方公会計事務研修	4 名	税務事務新任研修	3 名
	固定資産税事務新任研修	2 名	市町村民税研修	1 名
	契約事務研修	5 名	面接試験技法研修	1 名
	電話対応・ビジネスマナー実践研修	4 名	クレーム対応力向上研修	3 名
	組織・職場の危機管理研修	2 名	説明力向上研修	6 名
	段取り力向上研修	7 名	職場のマナー研修	1 名
	接遇リーダー研修	2 名	民法（総則）	2 名
	民法（物権法）	2 名	民法（債権法）	1 名
	民法（家族法）	1 名	行政法入門	1 名
	公共マーケティング	1 名	事故ミス防止の工夫	5 名
	法制執務研修	5 名	発想力を高める	2 名
	ロジカルシンキング	1 名	人事評価研修（評価者研修）	7 1 名
	人事評価研修（被評価者研修）	200 名	法制執務研修（職場内）	3 4 名
合 計		4 1 9 名		

### （2）勤務成績の評定

個々の職員の職務行動を通して、業績、能力を細かに分析・評価し、職員の能力開発、資質向上及び人員配置などの人事管理及び勤務評定結果の勤勉手当成績率への反映を行っています。

## 8. 職員の福祉の状況（平成 25 年度）

職員の保健、元気回復その他厚生に関し、職員の健康状態の把握と疾病等の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか人間ドックへの助成を行っています。

また、快適な職場環境の形成を図るため、魚沼市衛生委員会を中心に取り組んでいます。

### （1）健康診断の状況

定期健康診断

人間ドック

産業医による健康相談会 2回

### （2）公務災害及び通勤災害の発生件数

公務災害 7人

通勤災害 1人

### （3）安全衛生管理

職員の健康確保及び快適な職場環境づくりを目指し、魚沼市衛生委員会において各施設の職場環境点検や各種研修会等を実施しました。

・衛生委員会の開催及び職場環境点検の実施 11回

## 9. 職員の利益の保護の状況（平成 25 年度）

職員の利益は、勤務条件に対する措置要求制度と不利益処分に対する不服申し立て制度によって保護されます。これらの要求・不服申し立ては、新潟県市町村総合事務組合に共同設置している公平委員会に対して行うこととなります。

（1）勤務条件に関する措置の要求 0件

（2）不利益処分に関する不服申し立て 0件